

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第五条第二項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号に規定する総務大臣が定める要件を定める件（仮称）案について

<概要>

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第5条第2項第1号及び第2号の規定に基づき、同項第1号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第2号に規定する総務大臣が定める要件を定めるもの。

- (1) 特例政令第5条第2項第1号に規定する経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)（以下「注釈(f)」という。）の中小企業が含まれる場合として総務大臣が定める場合とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる中小企業者の範囲を基本として中核市の方針・計画（注釈(f)に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に当たるものをいう。以下同じ。）により定められた中小企業（以下「中核市が定める中小企業」という。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の経営規模要件を満たす者に含まれる場合とする。
- (2) 特例政令第5条第2項第2号に規定する注釈(f)の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件とは、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により必要な資格を定めた理由については、中核市が定める中小企業による調達手続への参加を奨励するためのものであること、当該資格の内容については、中核市が定める中小企業の事業所が当該中核市又は当該中核市とその周辺地域に所在していることとし、いずれもが中核市の方針・計画により明示されているものであることとする。

<施行期日>

日欧協定の効力発生の日から施行